インフルエンザ・出席停止早見表

恵那市教育委員会

◆法律（学校保健安全法施行規則）ではインフルエンザによる出席停止の期間は
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで」と定められています。

発症後（解熱後）の日数の数え方		発症した日が０日目	次の日が１日目	その次の日が２日目	その次の日が３日目	その次の日が４日目	その次の日が５日目	その次の日が６日目	その次の日が７日目
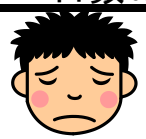 Ａさん	発症後１日で解熱	発熱	下がった	下がって１日目	下がって２日目	発症して４日目	発症して５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Ｂさん	発症後２日で解熱	発熱	発熱	下がった	下がって１日目	下がって２日目	発症して５日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Ｃさん	発症後３日で解熱	発熱	発熱	発熱 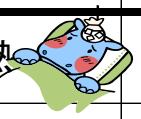	下がった	下がって１日目	下がって２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Ｄさん	発症後４日で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	下がった	下がって１日目	下がって２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能